

庄原市芸備線・木次線利用促進協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、庄原市芸備線・木次線利用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域において重要な移動手段となっている芸備線・木次線について、鉄道のもつ広域ネットワークの特性や多様な価値を共有し、沿線自治体や関係団体等との連携強化に努めるとともに、日常生活や広域観光での利用促進につながる取り組みを推進することにより、利用客の増加に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の事業を行う。

- (1) 芸備線・木次線の利用促進における市民参画に関すること
- (2) 芸備線・木次線の生活交通としての利用促進に関すること
- (3) 芸備線・木次線を活用した市外からの乗客の呼び込みに関すること
- (4) その他、目的達成のため必要と認められる事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる所属および役職の者を委員として構成する。

(地域チーム)

第5条 第2条に掲げる目的を達成するため、協議会に地域チームを設置することができる。

- 2 地域チームは、芸備線沿線地域である庄原地域、西城地域、東城地域ごとに構成する。
- 3 地域チームは、各地域に密着した利用促進に資する事業を行う。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選任する。
- 3 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、次の事項を決定する。

- (1) 規約に関する事項
- (2) 事業の推進に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) その他重要な事項

2 会議は、会長が議長になる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要のある時は、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 会議の事務を処理するため、庄原市生活福祉部地域交通課に事務局を置き、事務局長は、地域交通課長をもって充てる。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の経費は、補助金、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年3月4日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の会計年度は、第11条の規定に関わらず、この規約の施行の日から令和4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月27日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年4月20日から施行する。

別表(第4条関係)

No	所属団体名等	役職
1	庄原市	JR芸備線利用促進プロデューサー
2	広島県地域政策局交通対策担当	課長等
3	県立広島大学庄原キャンパス 生物資源科学部	教授等
4	米子工業高等専門学校	教授
5	一般社団法人 庄原観光推進機構	会長
6	庄原まちなか観光会議	会長
7	NPO 法人 西城町観光協会	会長
8	東城町商工会	会長
9	庄原市生活福祉部	部長